

(意見書案第4号)

医療計画作成指針における二次医療圏の基準見直しに関する意見書

国が設置した「医療計画の見直し等に関する検討会」では、昨年12月16日の最終会合において医療計画の見直しに関する意見が取りまとめられた。

その中で、二次医療圏の設定については「人口規模が20万人未満の二次医療圏については、入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられる場合（特に、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合）、その設定の見直しについて検討する」となっている。

広域分散型で人口減少や高齢化が進行する北海道においては、人口要件を絶対的な要件として二次医療圏を見直すことは、広大な医療圏を設定せざるを得ないこととなり、二次医療圏に求められる機能を考慮すると、実情にそぐわないものである。

よって、国においては、二次医療圏の見直しに当たっては、人口規模だけではなく、面積や自然環境等の地理的条件、交通事情等の社会的条件を踏まえて検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月19日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛